

# 備えて安心・守る安全 ～地震に備える助成制度～

調査・工事をする前にまずご相談を

【担当課】 建築課(区役所3階305番)  
☎03-5654-8553

## 木造住宅耐震助成

区内には耐震性が低く、大地震に耐えることが難しいとされる旧耐震基準で建てられた木造住宅が数多く残っています。

区では、耐震診断、耐震改修設計・工事、建替え工事、除却(解体)工事に係る費用の一部を助成しています。

まずはセルフチェックで  
自宅の耐震を確認

### 【対象】

区内の木造2階建て以下の住宅・共同住宅・兼用住宅  
このうち、耐震診断後の工事については昭和56年5月31日以前に建築した建物

【受付期限】 12月25日(金)まで  
※耐震診断は受付期限後でも受けることができます。

### 助成制度の流れ



※四つ木1・2丁目、東四つ木3・4丁目、東立石4丁目、堀切1～4丁目の一部

耐震セルフチェック

- 昭和56(1981)年5月31日以前に建築した
- 壁にひび割れなどの傷みがある
- 1階に壁が少ない造りになっている(窓が多い)
- 瓦など屋根が重い造りになっている

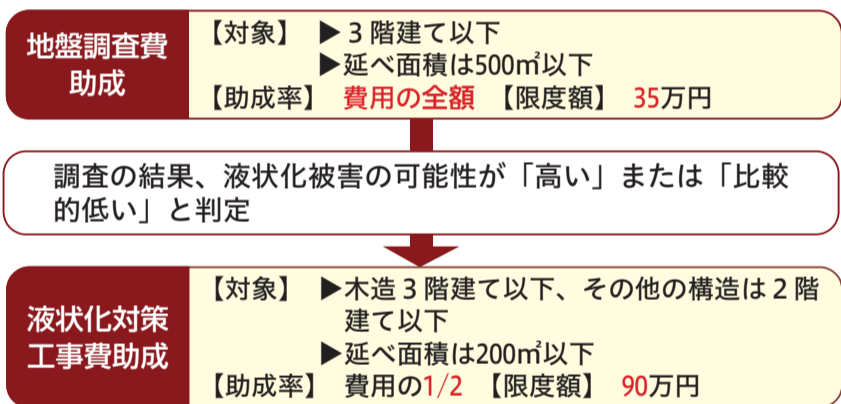
1つでも該当したら、耐震診断を  
(該当項目がない場合でも耐震性があるとは限りません)

## 液状化対策助成

東日本大震災では、区内でも地盤の液状化により木造住宅が傾くなど被害が発生しました。

区では、新築・建替えをする住宅の地盤調査と液状化対策工事に係る費用の一部を助成しています。

### 助成制度の流れ



## ブロック塀撤去工事等助成

過去の地震で、ブロック塀や石塀の倒壊による人的被害がありました。倒れた塀が救助活動や消火活動の妨げになり被害が大きくなることもあります。

区では、ブロック塀の撤去工事で再築に係る費用の一部を助成しています。

【対象】 次の全てに該当するブロック塀

- ▶ 高さが1.2m以上であること
- ▶ 道路または区が管理する公園・児童遊園に面していること
- ▶ 危険であると区が認めたもの

費用の区分		助成額
撤去費	通学路、緊急輸送道路、公園、児童遊園に面している場合	次の金額のうち、いずれか低い方(限度額40万円) ①撤去工事に要する費用の1/2 ②撤去する長さ×20,000円(1m当たり)
	上記以外の場合	次の金額のうち、いずれか低い方(限度額30万円) ①撤去工事に要する費用の1/3 ②撤去する長さ×8,000円(1m当たり)
再築費		再築する塀などの長さ×11,000円(1m当たり)まで 【再築制限】 ▶ ブロック塀などの高さは1.2m以下 ▶ ブロック塀とフェンスを併用する場合、ブロック塀部分の高さが60cm以下

## アスベスト調査・対策助成制度

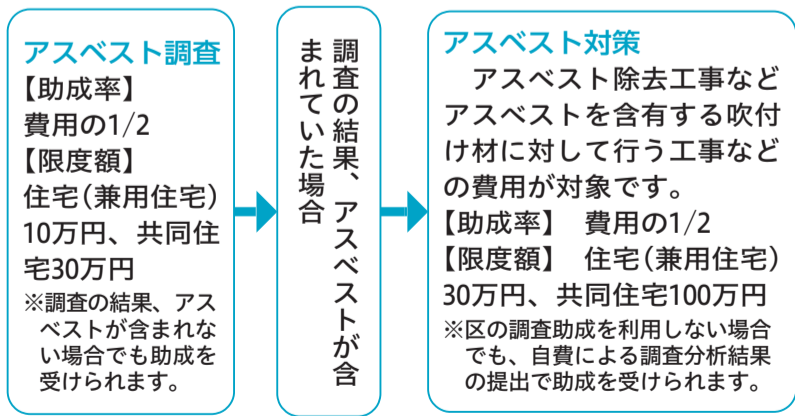
【担当課】 建築課 ☎03-5875-7827

建築年代の古い建築物には、アスベストを含む建材が使用されていることがあり、倒壊・損壊した場合、破損箇所からアスベストが飛散する可能性があります。アスベストは吸引すると、健康被害が出る場合があります。

区では、この調査と対策の費用の一部を助成しています。

【対象】 区内の住宅・兼用住宅・共同住宅

### 助成制度の流れ



## 自宅内の地震対策に

### 高齢の方や障害のある方で構成される世帯に補助をしています

【担当課】 地域防災課 ☎03-5654-8254

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

- 住宅用家具転倒防止器具取付 支援補助金(上限額3万円)
- ガラス飛散防止フィルム貼付 支援補助金(上限額2万円)



たんすに設置した転倒防止器具



フィルムなし フィルムあり

- 感震ブレーカー取付支援補助金(上限額2万円)



### 【対象世帯】

区内在住で世帯全員が次のいずれかに該当する世帯

- ▶ 65歳以上の方
- ▶ 身体障害者手帳(1・2級)または愛の手帳(1・2度)をお持ちの方

## エコ助成

自宅や事業所などに断熱改修や災害時にも役に立つ太陽光発電システムや蓄電池の導入などを行う際、費用の一部を助成しています。

対象要件や申込方法など、詳しくは区ホームページをご覧ください。

【担当課】 環境課 ☎03-5654-8228

